

地球温暖化対策推進法施行推進経費（(新)地方公共団体実行計画策定支援）

46百万円（4百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

改正前の温対法では、地方公共団体は、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの削減計画（旧地方実行計画）の策定が義務づけられるとともに、区域内の活動に伴う温室効果ガスの削減に関する計画（地域推進計画）を策定する（任意）こととされていた。

今回の法改正では、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、地方実行計画（新実行計画）の中に区域内の活動に伴う温室効果ガスの削減に関する計画（地域推進計画）を盛り込むことが義務づけられた。

一方、特例市未満の自治体においては、旧地方実行計画の策定率が、45%（平成19年12月調査）と進んでいない。特に、規模の小さな自治体において、「人員が十分でない」、「策定手順や策定方法のノウハウがない」などの理由により策定が進んでいないとの回答を得ている。

本事業においては、新実行計画（特例市以上）及び旧実行計画（その他市区町村）のそれぞれについて、策定のためのマニュアルを作成し、地方環境事務所のブロックごとに説明会の開催等を実施し、実行計画の策定向上に努めていく。

2. 事業計画

- （1）新実行計画策定マニュアル作成
- （2）新実行計画策定等説明会（8ブロック）
- （3）旧実行計画策定等説明会（8ブロック）
- （4）実行計画策定アドバイザーの設置（8ブロック）

3. 施策の効果

新・旧実行計画の策定方法について説明するとともに、自治体における地球温暖化施策ベストプラクティスの研究、模擬計画策定ワークショップを通じて問題点を解消し、事項計画の策定率の向上を図る。